

議 事 録

会議の名称	平成22年度 伊丹市福祉対策審議会第3回全体会
開催日時	平成22年12月3日(金) 18:00~20:00
開催場所	伊丹市役所 議会棟3階 第2委員会室
司 会	大西地域福祉課主査
出 席 者	松原会長、藤井部会長、照屋委員、岩永委員、荒西委員、今池委員、山内委員、久村委員、相崎委員、大路委員、森田委員、氏田委員(以上12名)(順不同)
欠 席 者	原副会長、浅野委員、松端委員、高鳥毛委員、仲西委員、原田委員、吉田委員(以上7名)(順不同)
事 務 局	西尾健康福祉部長、増田健康福祉部副参事兼地域福祉課長、後北健康福祉部副参事兼健康福祉課長、大西地域福祉課主査 他
会議の成立	委員総数19名のうち12名出席、7名欠席 <過半数出席のため成立>
署名委員	森田委員、山内委員
傍 聴 者	1名
議 事 次 第	1.開会 2.会長あいさつ 3.議事 (1)健康づくり計画(案)の報告 (2)第2次伊丹市地域福祉計画大綱(案)について 4.その他 (1)今後の予定について (2)その他
備 考	

議 事 要 旨

1. 開会

資料の確認

次第

資料1 第2次伊丹市地域福祉計画大綱(案)

5頁の差し替え

資料2 伊丹市健康づくり計画(案)

資料3 第2次伊丹市地域福祉計画の策定について(答申)

2. 会長あいさつ(略)

3. 議事

松原会長：次第を変更しまして(1)健康づくり計画(案)の報告を後にし、まず、(2)地域福祉計画大綱(案)について事務局から説明をお願いします。これまでの議論で最終的に固まってきたと思いますので、変更点などを中心にご説明願います。

(2)第2次伊丹市地域福祉計画大綱(案)について(事務局より説明)

前回の第2回全体会と11月17日開催の第3回地域福祉部会の両会議の意見等を踏まえて本日の大綱(案)を作成。

「市民」と「住民」については、使い分けをせずに一般的には「市民」を使用。ただし、隣近所など特定の地域を表すような場合には「地域住民」や「住民」と表現。

第1章の「1 地域福祉とは」を簡略化し、圏域設定として4層構造の考え方を記載し、4頁でイメージ図を提示。3頁に(2)「伊丹市の進める地域福祉の仕組みづくり」を追加。

8頁に「孤独」と「孤立」についての説明を加え、12～13頁に性別・年齢層別グラフを追加。15頁の計画の期間の記述を修正し、表に健康づくり計画を追加。

19～21頁は大きく変更した箇所、第1次計画の積み残し課題と新たな課題、推進施策だけの提示とし、第1次計画の評価・分析の部分は55頁以降の資料編に移動させ、「第1次地域福祉計画における取り組みと課題」として掲載。

第2章では第2次計画の基本方向を導く過程を掲載し、27頁の計画の体系図は「住民」と「市民」を使い分けなかったため、基本方向1-1と1-2を「日常生活圏域における地域福祉活動の推進」と「全市的で多様な地域福祉活動への支援」に修正。また、基本方向2-2は「サービスの調整と開発」に修正。

第3章の中表紙の裏に「この章の構成と見方」を記載し、「主体」は「推進主体」に変更。【目標例】は第4章の最後に一覧表として提示していたものを施策ごとに記載。

52頁の要支援者のサポート体制のイメージ図を修正。

計画書の字体は、最終的には見出しをゴシック体にし、本文を明朝体にする予定。

(その他、細かい修正点等の説明は略)

松原会長：全体会と部会での意見を踏まえ、訂正、改善をしていただいたと思います。これまでの案では「地域福祉とは何か」を長く語り、「現状と課題」も長く、本論に至るまでに時間がかかったので、スリムにしてポイントをできるだけ前に持ってくるよう修正をお願いして、かなり読みやすくなったと思います。ただ今の事務局からの説明について何かご質問はございませんか。色々と手を加えていただいたり、工夫をしていただきましたが、藤井部会長、何かコメントや補足説明などはございませんでしょうか。

藤井部会長：先程事務局からご報告いただいた箇所が前回の部会で論議されたことです。重ねて申しますと、1つは地域福祉計画では圏域設定を明確にしていくこと、もう1つはサービス圏域の中での専門職、行政の役割の整理が必要ということで、今回改めて4層の圏域を明確に示したということです。それから、推進主体という表現についてですが、すべての関係者がローカルガバナンスの思想に基づいて進めていく、端的に言うと公民協働で進めていくというのが地域福祉計画の趣旨ですが、計画にはすべての主体が書けないので、行政と民のプラットフォームとして社会福祉協議会を位置づけ、行政と社協を推進主体としています。しかし、先程の説明のように、行政と社協だけが地域福祉を進める訳ではなく、すべての市民を基盤として進めていくことが必要で、そういう意味では、前回各委員からのご発言にもありましたが、今後この計画をどう広く周知するのかということ、そして進行管理が重要になってくると思っています。進行管理という点では、3年を原則とし、毎年の進捗状況を評価することがしっかりと明記されており、こういった点が前回の部会での議論の反映ですし、今後必要な部分だと思っています。それともう1つ、特に地域生活支援として、権利擁護の仕組みとその前提となる総合相談体制をいかに構築していくかが非常に大きな課題としてありますが、今回の計画ではその部分がしっかりと書かれており、部会等での論議の積み重ねの結果であったかと思っています。

松原会長：はい、ありがとうございます。委員の皆さんから何かお気づきの点などございませんか。

大路委員：4頁の重層的な圏域設定のイメージ図はわかりやすい表現の仕方であって、小学校区域を小地域福祉拠点とするという明確な方向性は大変良いのですが、48頁の圏域別相談窓口一覧との関連を明確にできたらもっと良いのではないかと思います。市全域となると、たくさんの相談窓口がありますが、市役所の各担当窓口を具体にもう少し明記し、他の相談窓口との棲み分けをもう少し明確にしていだけたらと思います。また、小学校区域の相談窓口として、保育所と幼稚園が入っていますが、これは子育てに関する相談窓口なのか、地域福祉に関する相談窓口なのか、そこを少し説明していただけたら有り難いと思います。

事務局：4頁と48頁の図を改めて見ますと、少し整合性のとれていない部分があります。1つには、48頁の表では地域包括支援センターが市全域に入っており、4頁のイメージ図ではサービス圏域に入っています。ご存じのように、伊丹市では、地域包括支援センターが現在1か所で、介護支援センターをランチとして中学校区に1つくらいという考え方で設置しています。そういう意味で、地域包括支援センターを4頁の図ではサービス圏域に入れましたが、誤解のないような書き方に整理したいと思います。また、市役所各担当窓口についてですが、これはセクションによって色々な窓口があるので、このような書き方をさせていただいていますが、主要施策「連携による総合相談支援体制の構築」のための主な取り組み内容としてワンストップサービスを掲げ、福祉に関してできる限りワンストップのサービスを目指し、市役所の窓口を集約化する取り組みを考えていきたいとしていますので、それとの整合性を図る書き方を少し検討すべきかなと思います。それから、保育所と幼稚園を小学校区域における相談窓口として入れたことについては、子育て関係については、そういった所にご相談いただければ関係機関につないでいけるということで挙げております。

大路委員：ワンストップサービスという形の中でどこへ行けば良いのか、大きな窓口としてどこか設定しておかないと、一般市民、住民の方にはわからないと思います。社協でたよれるネットというネットワークづくりがきちんとできて、地域福祉に関することはまず社協に行ってくださいという位置づけがあって、社協から市全域の個別の福祉に関する窓口に行ってくださいという形になれば良いと思いますが、なかなかつながりにくいと思うのですが。それから、地域福祉という概念から言いますと、何故、少年愛護センターが地域福祉を担っていかないといけないのか、相談窓口になっているのかと少し疑問に思いました。少年愛護センターは直接の相談窓口というより二次的な窓口ではないかと思います。つまり、どこかの相談窓口に行ったら、次に少年愛護センターへ行ってくださいというように、次のステップに入っているのではないかと思います。その辺はどうでしょうか。

事務局：市全域に挙げた相談窓口は、理念的には市全体に向けて窓口を開けているというイメージで書かせていただいています。少年愛護センターについては、伊丹市民が直接ここに来られて相談するというイメージで挙げています。総合相談のたよれるネットのイメージですが、社協に行っていただくと手っ取り早いかもしれませんが、たよれるネットのイメージは、どこの相談窓口に行ってもネットワークを通じて社協によって調整が行われ、具体的な支援として公的なサービスやインフォーマルサポートが提供され、処遇困難ケースについては地域包括ケア会議や障害者地域自立支援協議会などで改めて調整が行われ、社協によってコーディネートがなされ、個別支援につながっていくというイメージで

す。圏域ごとのどこの窓口に行っていたとしても、総合相談という形でまず対応できるような仕組みを目指していきたいというイメージにしていますが、ご意見等を踏まえて整理できるところは少し整理したいと思います。それから、市役所の各担当窓口についてですが、地域福祉に関しては、福祉の所管にとどまらず、全庁的に横断的に取り組まないといけない大きな問題でもありますので、個別に各課の名称を挙げるということではなく、46頁の主な取り組みの2つ目に「総合案内化と職員のスキルアップ」を挙げていますが、市役所の総合案内、ワンストップということで今後目指していきたいと考えています。

大路委員：9頁の「地区社会福祉協議会（地区社協）等による活動」の中で、まちづくり室と社協の関係とその課題について書いているが、今後、小学校区域で小地域福祉拠点を主体に考えていくのであれば、課題だけではなく、地域福祉ネット会議や地区ボランティアセンターを主体にやっていくという方向性もどこかで示しておかないといけないのではないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

事務局：今ご指摘いただいた部分は、先日の地域福祉部会でも質問がありました。地域福祉の推進につきましては、地域住民が主体的に地域福祉活動を行えるような状態にあるべきということがあります。現在の市内の地域状況を見ますと、一部の地域において、地区社協と色々な名称の小学校区の組織、個別の自治会、あるいは自治会連合会の小学校区ブロックが少し噛み合わずに、一枚岩になっていないところを危惧しておりますが、それを地域福祉計画の中でどうしていきましょうと書き込むのは僭越と言いますか、地域福祉計画で書いてやっていけることではございませんので、ここでは問題提起だけをさせていただきました。地域福祉を進める上では、住民が一体的な活動としてやっていかないといけない訳ですが、地区社協活動と自治会活動については、もっと上位の計画で地域コミュニティのあり方を示す必要があるだろうということで、地域福祉計画においては、地域にそうした課題がある中でも進めていきたいということだけを書かせていただきました。

大路委員：ボランティアなどの人材育成を実際どうやっていくのか。そのための人材や補助金も必要ですし、その方向性も含めて考えていただきたいと思っています。

松原会長：ありがとうございます。大路委員が最後のほうにご指摘された問題ですが、マスタープランでも市民自治を前面に押し出してやっていこうということで、市民参画で総合計画が作られました。今、事務局から話がありましたが、いくつかの小学校区では、制度の疲弊か、人間関係のこじれか、あるいは行政に対する不信感なのか、要因はわかりませんが、地域が一体的に一緒になって頑張ろうとするには課題が大きいということがあるようですが、ここでどうこうで

きる話でもありません。逆に、そういう問題提起をここでしても良いのではないかと私自身は個人的に思っていますが、やはり、行政の中で伊丹市の新たなコミュニティ政策、あるいは市民社会の自治のあり方等々、根底的な問題を議論していただきたいと思います。地域福祉計画は策定している自治体が県下でもまだまだ半分くらいですし、いわんや実態を踏まえた上で第2次計画をこういうふうに作り上げてきた伊丹市の計画は、県下でも屈指の地域福祉計画だと私は思います。地域福祉計画を作っていく段階、あるいはマスタープランを作る議論の段階で、市民も行政も、そして何よりもリーダーである市議会の委員の皆さんにとっても、市民参画、市民自治をどういうふうに創り上げていくのか、より鮮明に見えてきた問題かなと思います。そういった意味で、これをきっかけに、この問題意識を共有できたことは良かったと思いますし、改めて伊丹市の市民社会の成熟に向けて新たな到達目標が見えてきたというようにも思います。ご指摘ありがとうございました。他にいかがでしょうか。どうぞ。

森田委員：地域福祉計画を1年間勉強させていただきましたが、この大綱案を読ませていただいて、一市民としての感想を言わせていただきます。全国的にも伊丹市でも高齢化が進んでいて、5人に1人が高齢者になっている中で地域が大変重要になってくると思います。地域福祉ネット会議に取り組んでおられる小学校区が11か所で、そのうちの8校区で地域住民によるボランティア活動が行われていると書いてありますが、やはり地域がまとまって、自治会長や役員さん、民生委員さん、市民がどういうふう to その中に溶け込んで参加するかが大きな課題になってくると思います。地域の中に、人をまとめるリーダー的な人材を育てていただいて、地域のことは地域ですというふうにしていったらどうかと思います。その責任は行政になってくると思いますが、そこは行政と地域が密に話し合ってください、練り上げていただいたら、もっと良い地域福祉が出来上がるのではないかなと思いました。

松原会長：はい、ありがとうございました。どうぞ。

久村委員：先日の部会で言わなければいけなかったみたいですが、ちょっと気がつかなかったので言わせていただきます。以前は、最初の「地域福祉計画とは」の部分で、社会福祉とは、ということが書かれていたと思いますが、やはり、社会福祉について書いてあった部分は少し残していただきたいと思います。それと、以前の大綱案には地域福祉計画が社会福祉法の改正によって必要になってきたという文章がありましたが、それも残しておいたほうが地域福祉とは何かのわかりやすいのではないかと思います。それから、4頁の圏域設定のイメージ図ですが、大変見やすく、わかりやすいと感じていますが、この図では一番上に市全域があり、その下にサービス圏域、小学校区域、そして近隣・自治会域が一番下になっています。地域福祉の主体が地域住民だと考えるならば、イメー

ジ図の形としては、これを逆転の発想で見たほうが良いと思うのですが、その辺の説明だけお願いしたいと思います。

松原会長：逆転の発想と言いますと？

久村委員：このイメージ図では、市全域が一番上にありますが、近隣・自治会域を一番上にしたほうがよりわかりやすいのかなと思いますので、念のために説明をうかがいたいと思います。

松原会長：作図ですから、圏域、エリアの大きさであって、上下関係ではないということをご理解されていますよね。

久村委員：上下関係かなと思いましたが。

松原会長：上下関係ではなく、エリアの大きさでの包含関係を言っているだけです。ですから、この図は横にしても構わないのですが。

久村委員：見た感じは横のほうが良いと思います。それと、専門家との関係がきちんと入っていて良いと思います。あと、8頁に「孤独」と「孤立」の説明が入ってわかりやすいと思いますが、7頁から新たな福祉課題ということで、生活保護世帯が増えている理由が少し入ったかと思いますが、ひきこもりやニートが増えている理由として、大変な不況で仕事がないということがすごく多いと思うんですね。それに、うつ病の方が増えて自殺をするというような状況も多いと思うのですが、そういう内容を少し入れていかないと、今の状況が的確に捉えられないのではないかと思います。孤独死の問題を挙げるのであれば、今の時代、私はうつ病についての理解を図ることが必要だと思っていますので、それを少し入れていただけたらと思います。

松原会長：ご存知のように個別計画が色々あり、健康づくり計画でも心の健康についてやっていますし、そうなると、いじめの問題は入っていないではないか等、色々出てきて、結果、個別計画も盛り込んでいくということで資料がどんどん増えていくことになってしまいます。ここでは、そういう問題が出てきており、かつ、それは複合的な問題で困難事例として現れてくるからこそ、縦割りでは駄目で、日常生活圏域で解決する必要があるという、そういう理屈を言おうとしているのであって、個別の事例に対する原因が何で、どういう対策をしていくかということと言及する趣旨ではありません。ここは、こういう状況を踏まえてという前段階ですので短めにさせていただいて、できるだけ早く計画の本論に入る工夫をしていただき、今日このような形を出しているということです。そういう次第ですので、ご理解をいただければ有り難いと思います。他にいか

がですか。

岩永委員：前回の部会の時にも言わせていただきましたが、第3章では主要施策がいくつも書いてあって、最後に目標指標が2つ、3つだったのですが、今回は目標例ということで、数値目標が一例なんだということが明確になったと思います。確認ですが、目標例だけをやっていくということではなく、すべての主要施策を今後やっていくということですね。29頁の前に入れていただいた文章で、【目標例】は「計画の進行管理の中で、毎年点検するとともに、新たな目標の検討を随時行っていきます。」と書いてありますが、毎年点検し、新たな目標設定を随時行っていくということと、3年から4年後の地域福祉計画との見直しとの関係がどのようになるのかと感じましたので、説明していただけたらと思います。

松原会長：そうですね。目標例の扱いですが、先程の藤井部会長のお話のように、進行管理に役立たせようとするならば、今は大綱ですから目標例で良いと思いますが、計画時には実際の目標数値という形で盛り込み、そして1年ごとにチェックしていき、3年後に見直すということができれば、岩永委員のご指摘に合うと思いますし、藤井部会長のご指摘の進行管理にも役に立つのではないかと思います。その辺はどうでしょうか。

事務局：具体的な目標数値をここに書きたかったのですが、なかなか数値化できるものがなく、例えば、増やすという言葉で終わっている部分は、どこまで増やすのか具体的には挙げにくいと感じています。厳しい見方をすれば、あいまいな表現になっているかと思いますが、そういった部分については進行管理で、毎年庁内と市民の方に見ていただくということで、地域福祉ネット会議の代表者連絡会において進捗状況を見ていきたいと思います。ですから、今会長が言われたように、計画時には数字を入れるとなると限られたものだけしか入ってこないのではないかと思います。

松原会長：それでも良いと思いますが、数値化できるところは割と限られています。しかし、これだけ具体的な数値を上げることができたら、すごい行政計画になると思います。これは一応、次の計画段階での注文としまして、今回は大綱ですから、目標例とすることに、皆さんおそらく異存はないと思います。1年毎に目標に達したのかどうかをチェックし、1年ごとにその数値が何故達成できなかったのか、また何故達成できたのか等々を見ながら、また、次を目指すということになりますと、企業でやっているPDCAサイクルを1年単位でやることになると思います。行政でそんなことをしている所はないですよ。それができるようになったら、ずば抜けた行政、自治体ということになり、もし高みを目指すのなら、そういうこともできるということをご参考までに言っておきます。

3年や5年後の計画見直しの際に評価するということが多い中、伊丹市では毎年地域福祉ネット会議の代表者連絡会などで点検を行い、市民と共有して目標数値を見ながら頑張ろうではないか、何故達成できなかったのかということと一緒に議論できるということで、スピードアップができる、対応が早くなるというメリットがあると考えます。今日は大綱について議論していますので、大綱としてはこれで良いのではないかと思います。岩永委員、そういうことでよろしいでしょうか。

今池委員：48頁に、1校区にコミュニティワーカー1名の配置を目指すかとありますね。相談は身近な人が一番相談しやすいと思いますが、コミュニティワーカーとはどういう方を選ばれるのか、お尋ねしたいのですが。

事務局：コミュニティワーカーは市社会福祉協議会に現在5名おられ、その5名が17小学校区の地域を分担しています。もともと地域福祉の分野は、市よりも社会福祉協議会のほうが得意な分野で、先行して取り組んでこられましたので、地域の身近な所に民間的な発想でということで、社会福祉協議会がコミュニティワーカーを配置しています。今のところは、5名のコミュニティワーカーが17小学校区を受け持っているということから、今後、職員を17人に増やすという意味ではなく、コミュニティワーカーの仕事ができる職員を1校区に1人充てられるように、市社協としてコミュニティワーカーの養成に取り組んでいくという意気込みを書かせていただきました。ですから、職員数を増やすということを書いてある訳ではないことをお断りしておかないといけないと思います。既におられるコミュニティワーカーは地域福祉ネット会議などに参加し、事務局として話題提供しながらコーディネートも行うということで、地区のボランティアセンターからの要請などもコミュニティワーカーがコーディネートをし、地域のボランティアさんを派遣するという事業もしておられます。こういった専門的に動く職員を各小学校区に配置することを目指していきたいということで書かせていただいています。

荒西委員：47頁の主要施策「身近な地域での相談体制の充実」は非常に重要だと思います。孤立した高齢者が簡単に相談できる身近な場所に専門の担当がおられたら良いのではないかと考えていますので、そういうことをしていただきたいと思います。

氏田委員：48頁の圏域別相談窓口一覧に載っているピアサポーターを僕もしていますが、ピアサポーターはアイ愛センターの中で相談支援を行っているが、この一覧を見たら他の窓口でもやっているように思ってしまうので、ピアサポーターの横に括弧書きにして、アイ愛センターでやっていることを明示したほうがわかりやすいかなと思います。

松原会長：内容にかかわることではないのですが、市民の皆さんに少しわかりにくいかなと感じたので、こんなふうに改善したら良いのではないかと申し上げたいと思います。27頁に「3 計画の施策体系」の図が出ていますが、基本理念、基本方向、基本施策と基本がたくさんありますが、基本理念は計画の理念、あるいは政策の理念ということだと思います。それから、目標と書いてある部分は具体的には目標に違いないのですが、理念にぶら下がっており、理念を構成する具体的な内容だと思いますので、4つの柱とし、基本方向に書いてある部分が目標となるのではないかと考えます。それらの目標に基本施策がぶら下がり、その下に主要施策がぶら下がるという形のほうが、市民の皆さんにはご理解いただきやすいのではないかと思います。委員の皆さんにご理解いただけましたら、そのように変更したいと思います。

久村委員：先程言いました1頁の付け加えの件ですが。

松原会長：今回は第2次の計画ですので、地域福祉計画の位置づけや社会福祉法の説明は端折った訳ですが、もう一度考えてみたいと思いますが、社会福祉に関する説明がどのようになるか、会長に一任ください。他によろしいでしょうか。

照屋委員：大綱は皆さん方の意見がよく取り入れられ、素晴らしいなと感心していますが、社会福祉協議会と地区社協等とのパートナーシップをしっかりと組み上げていかないといけないと思っています。そのためには、社会福祉協議会が地区社協、あるいはまちづくり協議会等との交流に取り組んで、皆さん方の理解を得ながら、この大綱で取り上げられた事業を一つ一つやっていかなければならないと思っています。これから社会はどんどん変わっていくと思います。例えば、ひとり暮らしの高齢者やひとり暮らし世帯がもっともっと深刻になっていく中で、私たちは地域福祉ネット会議等の中に飛び込んでいって、地域社会の人たちがそれを理解するための議論というものを組み立てていかなければならないと思います。ただ一番難しいのは、個人情報保護にどう取り組みながら、個人の立場を理解していくかだと思います。この大綱には、地域ふれ愛サロン、あるいは地域ふれ愛共同ケアなどの細かい事業も書かれていますが、一つ一つを書いていくことはできませんから、今後それらの事業も修正を重ねながら伊丹市の計画が達成されていくと考えておりますので、是非そういう形でもっていきたいと思っています。戦後、民主主義や自由主義などと言いながら、いつの間にか世の中が変わり過ぎ、かつての日本ではなくなってしまうように感じています。日本の社会の中に福祉を立ち上げていかなければならないという論議をお互いにしていける形を作り上げていかなければと思っています。

松原会長：はい、ありがとうございます。

相崎委員：これまで色々と申し上げた意見を検討し、反映してくださり、大変有り難いな
と思っております。大きな点はないのですが、表記に関して2点だけ言わせて
いただきたいと思います。今回新しく3頁に(2)「伊丹市の進める地域福祉の
仕組みづくり」という項目を入れていただいたのは非常に良いと思うのですが、
地域福祉ネット会議について書いているような感じで、地域福祉ネット会議を
立ち上げたが、まだ全部は立ち上がってなくて、これから頑張りますという
ような表記のように思いましたので、もう少し工夫をしていただき、総括的、
全体的に書いていただけたらと思っています。それと27頁ですが、先程松原
会長がおっしゃっていました計画の体系についてですが、ここは私も少しわか
りにくいという印象を持っています。基本理念、基本方向、基本目標を会長
がおっしゃっていたようにしていただくとともに、一つ一つの表記をもう少し
わかりやすい表現に工夫しても良いのではないかと感じました。例えば、基本
方向1の「多様な協働と参画による福祉のまちづくり」は「福祉のまちづくり」
だけにするとか、「参画と協働による福祉のまちづくり」でも良いと思いますし、
もう少しわかりやすい表現のほうがすっきりとするのではないかと思いました
ので、申し上げさせていただきます。最後に意見ですが、今回出来上りました
大綱案を改めて読んでみましたが、しっかりと作り込んであって、充実した計
画大綱になっていると思います。ただ、逆に感じたのは、しっかり作り込んで
あるがために、非常にボリュームのある重たいものだなというイメージもある
のではないかということです。色々大変そうなことをやっていかないといい
ないのだなという雰囲気を感じるのではないかと思います。本来、地域福祉と
いうのは負担を感じながらやっていくものでもないし、義務的にやっていくも
のでもないということを考えると、この計画に命を吹き込んで今後進めていく
中で、より多くの人々への意識づけや裾野を広げていくという観点では、とっ
つきやすく、若い世代の人たちも関わっていけるような計画であって欲しい
なと思っています。抽象的な表現ばかりで申し訳ないのですが、第2次の計画
はしっかり作り込んで、内容も第1次の計画よりもかなり充実したボリューム
のあるものになっていますが、そのために逆にしんどくなってしまっはもっ
たいないなと思いますので、とつきやすい、しんどくならない雰囲気で、こ
れまで地域福祉に関わってきていない人も気軽に関わってもらえるように、是
非この計画を進めていっていただきたいという感想を持ちました。

松原会長：地域福祉部会を3回、地域福祉計画ワーキングを5回開催しましたし、昨年度
には市内の小中学校区ごとの懇談会、あるいは各地域福祉ネット会議でのワーク
ショップ、さらには市民意識調査等々を実施し、様々なご意見を集約した結果
であって、それを一言二言で言うとなると、やはり「多様な協働と参画による
福祉のまちづくり」にならざるを得なかったと思います。25頁の「2 計画の
基本方向」をご覧いただいたらわかるように、基本方向の設定についての考え

方も大体こんな文章にまとまるのではないかと思います。若い人がこれを見たら、地域福祉は自分にあまり関係がないことだなと思ってしまうのではというジレンマはありますが、そういう意味では、我が事として感じていただけるよう、イメージーションをどう刺激するか、そのようなプレゼンというか、見せ方、届け方が課題だと思っています。

岩永委員：今、松原会長や相崎委員がおっしゃった27頁の体系図についてですが、共生福祉社会の実現の下に書いてあるのは第1次計画のもので、24頁でも第1次計画の目標をそのまま踏襲しますとしています。でも、26頁の3つの基本方向は今回の第2次計画で変わっていて、その結果、第1次計画と第2次計画の両方を盛り込んだ形なので少しわかりにくくなっているのではないかと思います。第1次計画を捨て去るという訳ではないですが、第1次計画の目標の1から4の考え方はそのまま踏襲するけれども、第2次計画では26頁の3つを計画目標として組み直したというスタイルで提案したほうがわかりやすいのではないかと思います。

松原会長：私が先程説明した27頁の部分ですが、基本的には第1次計画の目標をそのまま掲げたら、次に続く下位概念がないので今回は目標ではなく理念を構成する具体的な内容として4つの柱という形で継承したいと思います。それは他の箇所にも波及してきますので、もう少し説明を加えて第1次計画を踏まえた上での新たな再構成であるというふうに提示したいと思いますが、できたらそれも重くならないようにしたいと思います。それでは、今日のご意見を踏まえて大綱のバージョンアップをさせていただくこととなりますが、また、お集まりいただく時間もございませんし、市長への答申も近づいていますので、私と副会長と事務局にお預けいただきまして、ご信任いただけますでしょうか。

(一同賛意)

松原会長：ありがとうございます。では、第2次計画の大綱案についてはそういう形で委員の皆様にご承認いただいたということで、議事(1)健康づくり計画(案)の報告に移りたいと思います。

(1)健康づくり計画(案)の報告(事務局より)

今年度の計画案は、111頁の「伊丹市保健医療推進協議会」の健康づくり部会と地域医療部会、食育推進プロジェクト会議で、委員の皆様のご意見をいただきながら策定。

10年前に第2次保健医療計画を策定し、5年前に健康づくり計画を策定、さらに3年前に食育推進実践計画を策定。これら3つの計画が今年度最終年度となることから、3つの計画を一体的に見直し、これらの計画を包含した新たな計画として「健康づくり計画」を策定。伊丹市第5次総合計画が背景にあり、関連計画との整合性を図

って進めていく。

「健康づくり計画」は(1)健康づくり分野、(2)食育推進分野、(3)保健医療分野から構成され、(1)健康づくり分野の「いたみすくすくプラン」は母子保健に関する計画、「いたみすこやかプラン」は成人期における保健計画で、特に「いたみ健康づくり大作戦」として、「健診、食育、運動」を柱とした健康づくりに取り組みめるよう取りまとめた計画。(2)食育推進分野の「いたみ食育プラン」は、食に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な考え方を取りまとめた計画。(3)保健医療分野は地域医療体制の充実に向けて、予防から終末期医療までの幅広い医療体制ということで、地域医療体制の基本的な考え方や方向性を示した計画。

第3章では今年6月実施の市民アンケートをもとに目標達成度の評価を記載。評価基準はA～Fまであり、DとEは5年前のアンケート結果と比べて若干悪くなっていることを示し、また、目標値に対する総合評価で0ポイントより内側になっている項目が前回に比べて悪くなっていることを示している。「いたみすくすくプラン」では、「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」という点で若干悪くなっており、「いたみすこやかプラン」では、「がん、循環器病、アルコール」で5年前より悪化傾向となっている。「食育推進実践計画(いたみ食育プラン)」では、「適正体重を維持している人の割合」や「栄養成分表示を参考にする市民の割合」、「食事の時に『いただきます』『ごちそうさま』とあいさつする市民の割合」、「朝食を食べる市民の割合」、「食育に関心を持っている市民の割合」が3年前に比べて悪くなっている。

50頁に計画の基本理念として、「生涯を通じて、健康でいきいきと安心して暮らせるまち」を掲げ、51頁以降でそれぞれの計画の基本目標を挙げている。55頁以降では総合計画の目標とも整合性を図りつつ、次の5年間で重点的に取り組む施策を7点掲げて、それぞれの施策について記載。

第6章以降は、それぞれの分野について詳細に記載(説明は割愛)。

第9章は「計画の推進に向けて」ということで、110頁で記載したように計画の進行管理はPDCAサイクルに沿って行うとともに、「伊丹市保健医療推進協議会」を推進体制として総合的な評価・点検を行っていく。

松原会長：ありがとうございます。これは審議事項ではなく報告だけですが、計画を見比べますと、分野が違っていると違うやり方だなと感じました。特に数値目標はきちんと挙げておられるし、はっきりと市民の行動目標として「何々をしよう」と書いておられ、地域福祉計画もこれに近い形で挙げるのが望ましいのかなと思ったり、あるいは、地域福祉でそんなことを書いたら、行政にそんなことを言われたくないと反発されるのが関の山かなと思ったりもします。健康となると、市民にこれをしようと言っても歓迎されるでしょうし、やはり分野が違っているとやり方も大分違うなと感じました。内容に関する質問だけ、5分程度うかがいたいと思いますが、何かありますか。では、私からお聞きしますが、これは「健康づくり計画」と「食育推進実践計画」と「保健医療計画」を一体化したということですが、「保健医療計画」の部分がちょっと薄い気がするのですが、それ

は県の計画があるから、そちらでカバーできるということなんですか。

事務局：その通りでして、医療計画は県が策定するもので、その中で市ができる部分は非常に狭められています。地域医療分野については市が責任を持っていかないといけない部分について記載をしております。

松原会長：はい、わかりました。他にどうですか。

照屋委員：インフルエンザの接種についてはわかりますが、この頃肺炎でなくなる高齢者が増えていると聞きますが、それを予防することについてここでは触れていないですね。

事務局：予防接種は予防接種法という法律に基づいて行っていますが、高齢者の場合のインフルエンザは予防接種法にきちんと位置付けられており、市が責任を持ってやっています。しかし、肺炎球菌ワクチンは任意接種となっており、ご本人が判断して接種するというので、そこに違いが生じています。ただ、厚生労働省では予防接種法の中に含むべきワクチンについて現在検討しておりますので、肺炎球菌ワクチンもその中に入ってくる可能性もありますが、今現在では予防接種法に位置付けられておりません。

松原会長：子宮頸がんのワクチンも同じことですか。

事務局：はい。現在、子宮頸がんワクチン、児童の肺炎球菌ワクチン、MRワクチンは任意接種の扱いですが、これら3つのワクチンについては、この度、国が補正予算で入れ込んできていますので、早々に入ってくるのではないかとされています。

久村委員：食育の件で、協力店にステッカーを掲示してもらおうと書いていますが、具体的には店に直接行って、こういうことができますかと聞くのですか。

事務局：野菜の摂取量が少ないということが課題としてありましたので、野菜摂取を進めていくことを一つの目標にしています。その部分で、例えば、たっぷり野菜の摂れるメニューを用意していますよという形で協力してくれるような飲食店があれば、行政でステッカーを作り、それを掲示していただくことによって野菜摂取のPRをしていただくとともに、そういう協力店がありますよと行政から市民に発信していくということを考えております。

荒西委員：高齢者の認知症についてはあまり書いていないのですが、認知症についてはどうですか。

事務局：先程の説明では省略しましたが、重点的に取り組む施策の一つとして「高齢者の健康づくりと介護予防の推進」を掲げており、認知症については「伊丹すこやかプラン」の中で具体的な取り組みとして、74頁の上から5つ目に記載しています。

山内委員：目標達成度の評価をされていますが、Dが非常に多いなと感じました。高い目標で挑戦していったとか、目標設定の問題、あるいは周知徹底が問題だったのかはわかりませんが、Dが非常に多いということで、なかなか厳しいものだなと感じました。今後進めていく時の目標数値とか、具体的な進め方をわかりやすくして推進していただいたら嬉しいなと思います。よろしく願いいたします。

松原会長：ありがとうございました。こういう問題は色々出てくるかと思いますが、ここは報告をうかがったということで留めたいと思います。以上で、今日の審議は終わりたいと思います。地域福祉計画の大綱案については、長期にわたって、特に藤井部会長をはじめ部会委員の皆さん、本当にありがとうございました。また、この審議会の委員の皆さんにも感謝したいと思います。事務局から連絡事項等あればどうぞ。

事務局：今後の予定について説明させていただきます。12月8日水曜日の午前9時から松原会長から市長への答申が行われる予定となっています。また、12月20日の月曜日から翌年1月20日の木曜日までの1か月間、第2次伊丹市地域福祉計画（案）についてパブリックコメントを実施する予定としています。最後に、部長から一言ご挨拶申し上げます。

健康福祉部長：本日は福祉対策審議会の最終回ということで、一言お礼を申し上げたいと思います。松原会長をはじめ、藤井副会長には地域福祉部会の部会長を務めていただき、また、委員の皆様には長期間にわたりまして、この審議会に出席いただき、なおかつ慎重な審議、ご意見等をいただきまして、誠にありがとうございます。今日も色々ご議論いただきましたが、地域福祉計画につきましては、第1次計画が理念的な内容になっているということで、今回の第2次計画の策定に際しまして、色々積極的にご意見をいただいたお蔭で、少し重たいといったご意見もありましたが、一定方向性と言いますか、具体のわかりやすい計画になったかなと大変喜んでおります。この第2次計画をいかに実践、行動に移していくかということが23年4月以降の大きな課題になってまいりますが、これは行政だけで到底できることではありません。市社協にも、市民の方々にもご協力をいただきながら推進してまいりたいと考えておりますので、今後ともご尽力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

松原会長：はい、ありがとうございました。それでは閉会いたします。皆さん、気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印